



**新潟県病院局管理規程第11号**

新潟県病院局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年12月28日

新潟県病院事業管理者 藤山 育郎

新潟県病院局財務規程の一部を改正する規程

新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(出納事務の委任等)</p> <p><b>第7条</b> 病院局長は、次に掲げる出納その他の会計事務を処理する権限を局本庁の企業出納員に委任する。ただし、次項の規定による施設の企業出納員、次条の規定による現金取扱員及び第9条の規定による出納取扱金融機関等が行うものを除く。</p> <p>(1) ～(8) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(出納事務の委任等)</p> <p><b>第7条</b> 病院局長は、次に掲げる出納その他の会計事務を処理する権限を局本庁の企業出納員に委任する。ただし、次項の規定による施設の企業出納員、次条の規定による現金取扱員及び第9条の規定による出納取扱金融機関等が行うものを除く。</p> <p>(1) ～(8) (略)</p> <p>(9) <u>自治法第231条の2第6項に規定する指定代理納付者による納付（以下「指定代理納付」という。）を承認すること。</u></p> <p>2～4 (略)</p>
<p>(指定納付受託者)</p> <p><b>第9条の2</b> 病院局長は、収入の納付に関する事務（次項において「<u>納付事務</u>」という。）を受託させるため自治法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定することができる。</p> <p>2 前項の指定納付受託者の指定にあつては、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者を指定しなければならない。</p> <p>(1) 納入義務者から受託した納付事務を適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(指定納付受託者による納付)</p> <p><b>第39条の2</b> 自治法第231条の2の2の規定により納入義務者が収入を納付する場合において、企業出納員は当該収入の納入期限にかかわらず、<u>指定受託納付者</u></p>	<p>(指定代理納付者)</p> <p><b>第9条の2</b> 病院局長は、収入の納付について代理納付させるため自治法第231条の2第6項に規定する指定代理納付者を指定することができる。</p> <p>2 前項の指定代理納付者の指定にあつては、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者を指定しなければならない。</p> <p>(1) 納入義務者に代わつて収入を納付する事務（次号において「<u>納付事務</u>」という。）を適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(指定代理納付)</p> <p><b>第39条の2</b> 企業出納員は、納入義務者から、病院局長が指定する指定代理納付者が交付し又は付与する証券その他の物又は番号、記号その他の符号を提示し</p>

からの納付について納付期限を指定するものとする。

- 2 指定納付受託者が納付期限までに当該収入を納付したときは、当該委託を受けた日に遡って当該収入が納付されたものとみなす。

別表第6（第30条関係）

収入の区分		調定の時期	納入通知		納入期限
収納の有無	内容		時期	方法	
収入の原因となる事実の発生した日中に収納された収入（指定納付受託者による納付の場合を含む。）	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)		(略)	(略)	
	(略)		(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)		(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)		(略)	(略)	

附 則

- 1 (施行期日)  
この規程は、令和4年1月4日から施行する。  
(経過措置)
- 2 施行日において現に改正前の新潟県病院局財務規程第9条の2の規定による指定を受けている者に対するこの規程の適用については、令和4年3月31日までの間は、

又は通知して、指定代理納付者による収入の代理納付の申出があったときは、これを承認し、当該指定代理納付者に収入を代理納付させることができる。この場合において、企業出納員は当該収入の納入期限にかかわらず、代理納付期限を指定することができる。

- 2 前項の場合において、当該指定代理納付者が代理納付期限までに当該収入を納付したときは、同項の承認のあったときに当該収入が納付されたものとみなす。

別表第6（第30条関係）

収入の区分		調定の時期	納入通知		納入期限
収納の有無	内容		時期	方法	
収入の原因となる事実の発生した日中に収納された収入（指定代理納付を承認した場合を含む。）	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)		(略)	(略)	
	(略)		(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)		(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)		(略)	(略)	

なお従前の例による。

